

栗石町立安庭小学校防災計画

「秉石町立安庭小学校防災計画」目次

1	はじめに	3
2	日常の防災体制について	3
3	学校施設や学区の安全管理について	4
	(1) 定期的な安全点検の実施 (2) 転倒物、重量物等の転倒防止対策 (3) 学校施設・設備状況の確認 (4) 停電等で校内放送ができない時の連絡方法 (5) 防災地図（ハザードマップ）などによる地域の実態把握	
4	地域との連携	4
5	防災教育の充実	5
	(1) 防災教育の目的 (2) 防災教育の内容の充実	
6	防災訓練の充実	6
	(1) 防災訓練の目的 (2) 防災訓練の充実 (3) 防災訓練留意事項 (4) 関係機関との連携	
7	教職員の防災に関する研修の充実	7
	(1) 防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上 (2) 校内研修の充実 (3) 教育委員会等が実施する研修	
8	自然災害発生時の初期対応	8
	■ 地震発生時の対応 ■ 火山噴火、台風、風水雪害・土砂災害発生時の対応	

9	自然災害時の避難場所の運営にあたって	10
(1)	円滑な避難場所運営のため教職員が行うこと	
(2)	初動対応	
(3)	初期対応	
(4)	地域との日頃からの連携強化	
10	学校教育再開に向けた対応	11
(1)	学校における教育再開のための準備	
(2)	被害実態調査（安否確認・被害調査）とその対応	
(3)	情報分析・再点検等による実態把握	
(4)	一斉家庭訪問の実施による児童の詳細な情報の把握	
(5)	仮登校の実施	
(6)	教育委員会との調整事項	
11	心のケア	14
(1)	心のケアの意義	
(2)	心のケアと学校の役割	
(3)	災害時における子どもの心のケアの基本的理解	
(4)	時系列による児童の状態の特徴とその主なポイント	
(5)	心のケアにあたる際の基本的な姿勢	
(6)	心身の健康状態の実態把握	
(7)	個別相談の実施とその体制	
(8)	学級での取り組み	
(9)	専門家の援助が必要なとき	
(10)	教職員の心の健康	
<資料>		
栗石町総合防災マップから		20

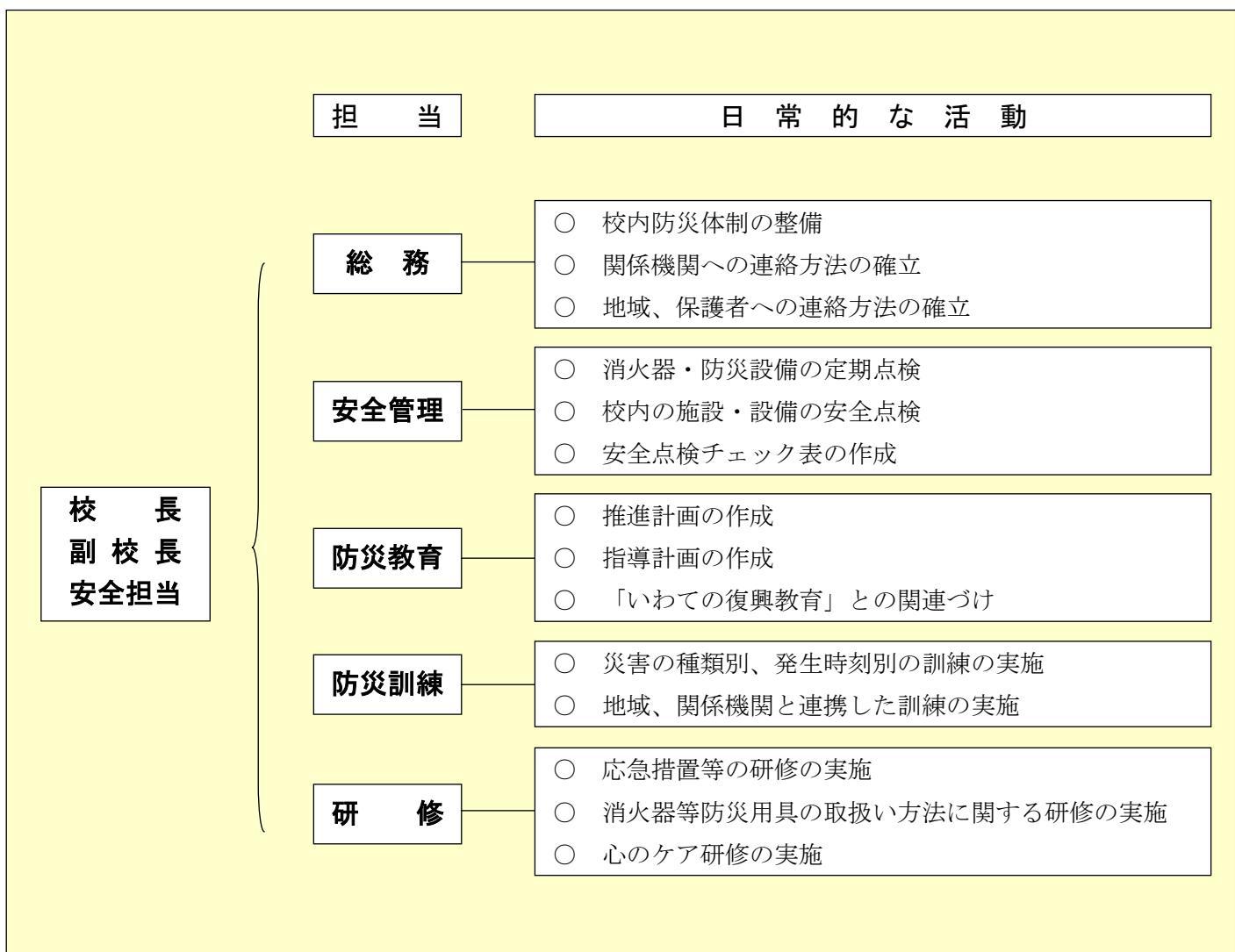
1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。また、平成25年8月9日の県央豪雨は本地区を直撃し、学校前の道路の崩落をはじめ多くの被害に見舞われた。

自然災害は突発的に発生し、その後の対応を瞬時に迫られることとなる。そこで、学校においても日常から自然災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止する対応策の改善・改良を図る必要があり、その一つとしてこの学校防災計画を作成し日常的な学校防災体制の整備にあたることとした。

2 日常の防災体制について

本校における日常的な学校防災体制を以下の通りとする。



3 学校施設や学区の安全管理について

(1) 定期的な安全点検の実施

毎月1日を「安全の日」と定め、点検表に基づいた施設・設備の安全点検を実施する。点検により改修等の必要があると判断される場合には、町教育委員会に報告して早急な対応にあたる。

(2) 転倒物、重量物等の転倒防止対策

- ① 教室内では書架や戸棚等の固定、テレビやスクリーン等の転倒落下防止策を講ずる。
- ② 教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。
- ③ 灯油、薬品、プロパンガスボンベ等の保管場所についても注意する。

(3) 学校施設・設備状況の確認

- ① 校舎の消火設備を理解し、正確に使用できるように確認する。
- ② 校舎の電気配線図と水道配管図の保管場所を確認する。
- ③ 全職員が防災盤や配電盤、受水槽の場所や役割、操作方法等について理解しておく。

(4) 停電等で校内放送ができない時の連絡方法の準備

- ① 職員室にハンドマイクを備えておく。
- ② 児童が教職員の指示に的確に従うように日頃から指導する。

(5) 防災地図（ハザードマップ）などによる地域の実態把握

① 通学路の危険個所の把握

日常における危険個所の把握の他に地震発生時に危険が予測される箇所を記載する。（ブロック塀、自動販売機、石灯籠などの倒壊、広告、看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等）

② 木造建築が集中している場所、高層の建物がある場所の把握

③ 火山の噴火、がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、河川の破壊などのために自校が危険な状況になった場合に避難する場所をあらかじめ確認しておく。

4 地域との連携

零石町地域防災計画に基づき、学校の果たすべき役割等について教職員が理解しておく。また、地区の防災訓練等に参加する等により、日頃から災害時の具体的対応について確認し、教職員間の情報共有を図る。

5 防災教育の充実

(1) 防災教育の目的

① 防災リテラシーの育成

防災教育は、自然災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制のしくみなどをよく理解し、災害時における危機を認識して日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動を迅速に取ることができる能力を育成することをねらいとする。

② 自助力・共助力の育成

児童が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解することに加えて、次のことをねらいとする。

ア 安全に関して自ら的確に対応できる判断力や行動力（自助力）を身に付けること

イ 災害時に他の人々と助け合いながら困難な状況に立ち向かうとともに、自ら進んで災害ボランティアとして活動できるような態度や能力（共助力）を育成すること

③ 人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成

地域における大震災・火山噴火等の災害の歴史や体験に学ぶことにより、次のこと一人一人が向き合うことをねらいとする。

ア 命の尊さ、思いやりの心など人間としての生き方を考えること

イ 被災者の思いに共感する心を育てることなど、人間の生きることの意味、自分の命を守ることや人間としての優しさについて考え、学ぶこと

(2) 防災教育の内容の充実

① 防災に対する理解を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育の関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、危機回避のための行動の仕方など、発達段階に応じた防災教育を推進する。

② 危機に直面した時に児童が自ら状況を判断し、自身の生命を守るために行動できる力（自助力）や、被災後、地域など集団の中で互いに助け合って災害を乗り切っていく力（共助力）を育てる教育を「総合的な学習の時間」等を活用し積極的に推進する。

③ 通学路の地図や校内の図面、家庭周辺の地図等をもとに児童自らが災害発生時にどのような危険がせまつてくるのかを予測し、その危険を回避するための方法をチームで考え、チームの行動目標を決めて実践していく危険予測学習（K Y T）や問題解決型の災害図上訓練（D I G）などを学習に取り入れていく。

④ 通学路など地域でも児童が安全に避難するために、児童自身がハザードマップ作りや防災パンフレット作り等を行う。

⑤ 本校の防災教育を「いわての復興教育」の中に位置づける。その一環として、沿岸部の被災地域への見学等を通して、被災地の方々との共感的な理解を図るとともに、共に支え合いながら生きていく態度の育成を図る。

6 防災訓練の充実

(1) 防災訓練の目的

① 防災教育指導内容の実践的な理解

防災訓練は、児童が災害発生時に安全に避難することができる態度や能力を育成することをねらいとし、防災教育の指導内容について体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

② 児童の危機回避能力の向上

防災に関する指導は、その場の状況に応じて的確な危機回避の行動がとれるような態度を児童に身に付けさせ、日常生活で実践されることを目指す。

③ 教職員の防災対応能力の向上

教職員は、防災訓練を通して的確に状況を把握し、沈着冷静かつ機敏な態度でその場の状況に応じた臨機応変な行動がとれる防災対応能力を向上させることを目指す。

④ 地域の防災力との連携

地域の防災訓練に学校として参加したり、地域と協同の防災訓練を実施したりする等、地域との連携・協力を通して、教職員が災害時の対応のあり方を身に付ける。

(2) 防災訓練の充実

① 年間を通して教育課程の中に位置づけ、計画的に実施する。

② 様々な災害や場面を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けることができるように実践的な訓練を行う。

(3) 防災訓練の留意事項

① 事前にその意義を児童に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できること」を基本とした指導を行う。

② 教職員は、明確な指示を行うとともに、頭部や体を保護させるなど、危機を回避する訓練を重点的に行う。

③ 訓練は、多様な状況や方法を想定して実施する。

④ 屋内消火栓、消火器、救助袋、担架、AEDなど防災・救命用具を積極的に活用する。

⑤ 教職員一人一人が役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

⑥ 実施後は、教職員の指示方法、安全点検、児童の避難行動などについて必ず評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

(4) 関係機関との連携

① 消防署、警察署等に対して、災害が起った場合に連絡すべき事項や協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく。

② 防災訓練の際、実地の指導や評価等について関係機関の協力を得る。

フ 教職員の防災に関する研修の充実

(1) 防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上

- ① 教職員が、災害発生時に児童の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、その場の状況に応じた的確な判断力と機敏な行動力、臨機応変な対応力が求められる。また、教職員全員が協力して、迅速かつ適切な行動がとれるようにすることが必要である。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力を高めるとともに、災害発生時における防災対応能力、応急救護措置能力の向上を図るために、教職員の防災に関する研修を充実させる。

(2) 校内研修の充実

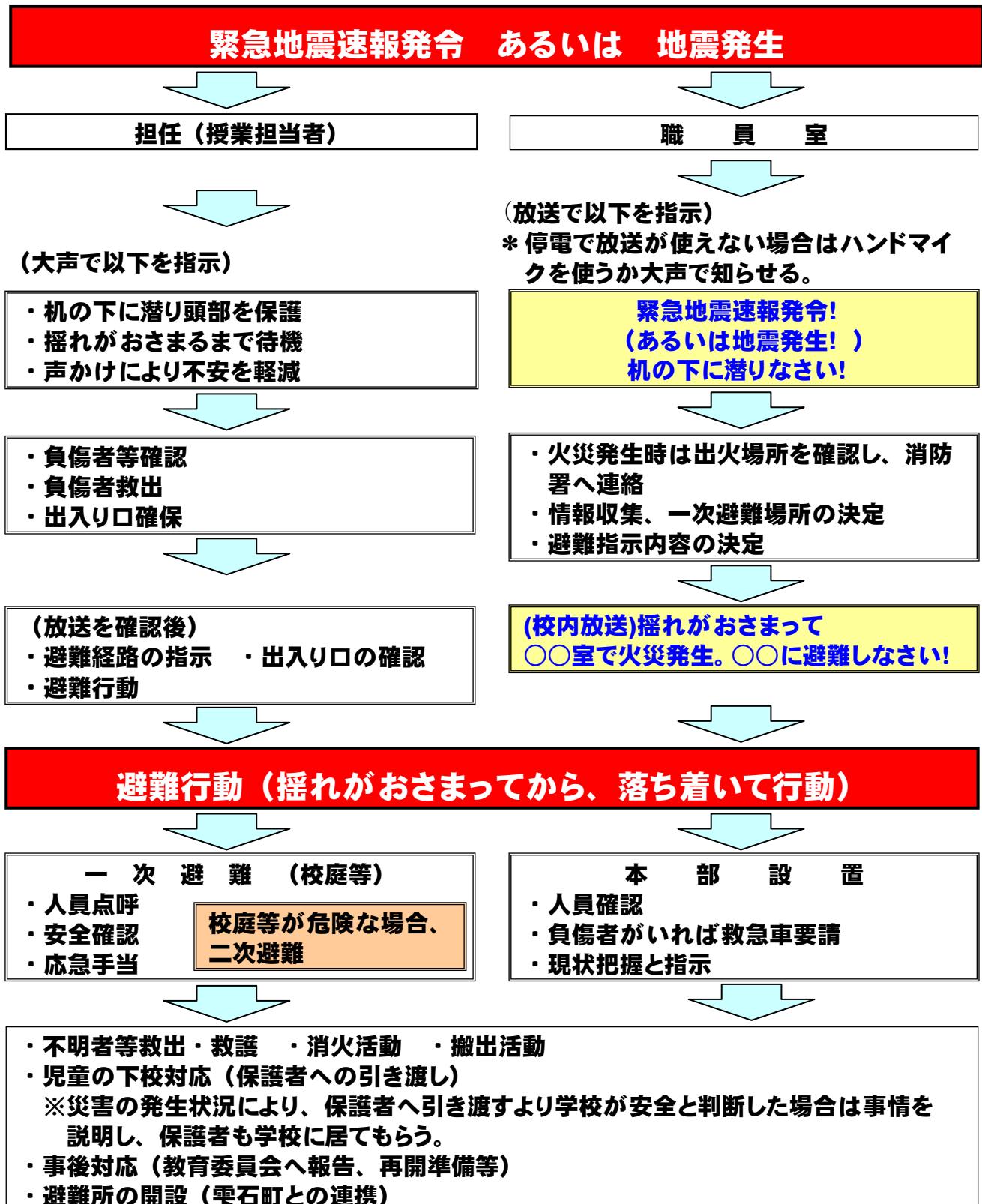
- ① 校内研修計画に防災に関する研修テーマを位置づけて実施する。
- ② 研修テーマ
ア 学校の防災組織 イ 災害時における教職員の役割 ウ 実践的な防災訓練の実施 エ 効果的な防災教育の充実 オ 子どもが自ら考え、行動できる力を育てる防災教育カリキュラムの実践 オ 初期消火活動 カ AEDの使用方法、応急・救護措置の訓練 等

(3) 教育委員会等が実施する研修

- ① 学校安全の担当者等は、防災についての研修に参加し、研鑽に努める。
- ② 震災時の心のケア対策を視野に入れた学校教育相談等の研修の充実を図る。

8 自然災害が発生した場合の初期対応

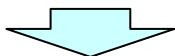
■ 地震発生時の対応



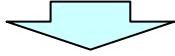
※ 震度4 以上の地震発生時は、学校の被害状況等を町教育委員会に報告する。

■ 火山噴火、台風、風水雪害・土砂災害発生時の対応

1 災害発生危険度が高い場合、最新の情報を定期的に確認



2 校長、副校長、安全担当教諭の緊急協議



在
宅
時

3 校長（責任者）の指示事項及び教職員の対応

警 報 等	授業	対 応
・台風情報 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨警報 ・大雪警報 ・火山の噴火情報 等	中止	・朝6時の段階で土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報、大雪警報、火山噴火情報等が発令され、児童の登校に危険が想定される場合は、休校または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は前日に連絡する。
	実施	・午前、午後に授業が開始できる状況であれば自宅待機。 ・教職員が安全確認の後授業実施を連絡する。

在
校
時

3 校長（責任者）の指示事項及び教職員の対応

警 報 等	授業	対 応
・台風情報 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨警報 ・大雪警報 ・火山の噴火情報 等	実施	①災害発生の危険性が高まっている際は、副校長（校長）が気象情報を定期的に確認する。 ②台風情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雪警報、火山の噴火情報が発令され、児童の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。 状況により、安全な階に避難する。 ③天候回復後、保護者に連絡をして迎えに来てもらい、引き渡す。

※ 学校の対応の状況を町教育委員会に報告する。

＜平成25年8月9日発生の県央豪雨災害を受けて＞

- ・短時間で状況が大きく変わる。
- ・在校時に豪雨が発生した際に、状況が落ち着くまで児童は学校待機とする。また、保護者への引き渡しは学校周辺の状況を確認し、安全な箇所を選んで引き渡す。
- ・在宅時に豪雨等が発生した場合、児童が自分の身を守るためにそれぞれがどのように対応したらいいかについて、保護者と連携して日常から指導を行っていく。

9 自然災害時の避難場所の運営にあたって

(1) 円滑な避難場所運営のため教職員が行うこと

- ① 自然災害発生時において、学校が避難場所となった場合には、避難場所運営が円滑に行われるよう教職員は協力する。
- ② 教職員が校長の指示に基づき、避難場所の管理運営業務に従事した場合は、学校の管理運営業務の一環を担っており、教職員の職務の一部として取り扱うこととなる。

(2) 初動対応

- ① 震度4以上の地震が観測された場合や大雨等の自然災害による被害の報道や情報を受けた場合、校長もしくは副校長はいち早く学校に駆けつけ状況を確認する。
その後の状況によっては地域の防災対応の方々と共に初動対応を行う。
- ② 避難者が学校に来た場合は、校長室、職員室、保健室、食堂についてはそれぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとして使用させないように地域の防災対応の方々に要請する。
- ③ 校長もしくは副校長は、地域の防災対応の方々からの要請に基づき、避難場所の開設や運営が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

(3) 初期対応

① 避難住民の誘導

地域の防災対応の方々等と協力して、避難者が体育館に避難するように誘導する。

② 避難場所に整備、割り振り

地域の防災対応の方々等と協力して、高齢者や乳幼児を抱える家庭及び妊婦等に配慮した要援助者の男女別スペース、女性専用スペースについて考慮する。

③ 負傷者の応急手当

養護教諭等の指示で保健室を避難住民の応急手当てができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品（児童のための備品や書類など）があれば、別途保管する。

(4) 地域との日頃からの連携強化

地域の防災訓練に参加する等、災害時の具体的な対応について日頃からの積み重ねが必要である。

10 学校教育再開に向けた対応

(1) 学校における教育再開のための準備

- ① 校長は、学校における災害復旧対応状況及び避難場所における避難者受け入れ状況や避難場所運営状況など事態の全体的な推移を把握した後、学校の本来業務である教育活動の再開に向けた準備について、人員配置等を勘案して行う。
- ② 学校教育再開に向けた準備は住民対応・避難場所の支援活動に支障のない範囲で、教職員全員で行う。
- ③ 主に次の事項を中心に、避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て準備を進める。
 - ア 学校再開について、避難者や地域住民との話し合いの場の設定
 - イ 避難者や地域住民への学校の情報の伝達
 - ウ 避難場所として継続して使用するスペースと学校教育活動の再開にあたって利用するスペースとの調整、共用使用区域の設定

(2) 被害実態調査（安否確認・被害調査）とその対応

- ① 児童及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表を作成する。その際、住居の被害状況の確認を行う。
- ② 教職員及びその家族の安否確認を行う。教職員の住居の被害状況の確認も行う。
- ③ 学校施設や通学路・学校周辺の被害状況を確認する。周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液化現象、火災の発生、ガズ漏れ、有毒ガスの発生、火山の噴火によって受けた被害など、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。
- ④ 教育委員会への報告・協議・調整を行う。

<調整事項>

- ア 校舎等被害に対する応急措置
- イ 校舎等の危険度判定調査
- ウ ライフラインの復旧
- エ 仮設トイレの確保
- オ 児童の心理面への影響確認と心のケア体制の整備
- カ 教室の確保
- キ 通学路の安全確保
- ク 避難移動した児童の就学手続きに関する臨時措置
- ケ 児童の動向把握（避難先等の把握）
- コ 教科書、学用品等の確保
- サ 救援物資等の受入れ
- シ 避難場所運営の支援

(3) 情報分析・再点検等による実態把握

① 登校可能な児童の人数の把握

これまでの安否確認や被害状況調査の結果を分析して、登校可能な児童の人数を把握する。

② 勤務可能な教職員の把握

③ 使用可能教室の把握（不足する教室の把握）

ア 学校と地域の防災対応の方々との話し合いにより、授業に使える教室を確保する。

イ 普通教室と使用可能な特別教室の数を調査する。

ウ 使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。

④ 校内の使用範囲、立ち入り禁止区域の設定

⑤ 電気・ガス・水道等の復旧状況の確認

⑥ 教科書・学用品のない児童の人数の把握

⑦ 不足する教材・教具の把握の把握

ア 学用品が家庭に残っている状況を調査する。

イ 不足分の手当をする。（教育委員会に申請、ボランティア物資等）

ウ 教材・教具の申請や借用の手配をする。

⑧ 通学路・学区の安全点検の実施

ア 通学路の安全点検の実施に際しては、PTAや地域の方々と連携を図り、協力を得る。

イ 現地調査にあたっては、明細地図等を携帯し、図に危険情報を記入していく。

ウ 点検は児童の目の高さ及び大人の目の高さの2視点から行う。

エ 特に、頭上の点検（落下物の可能性）は念入りに行う。

オ 余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の児童に危害が及ばないか点検する。

カ 道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。

キ 現地調査の結果、従前の通学路を使用することが危険な場合は、保護者等と協議のうえ別の経路を決定し、児童・保護者等に周知する。

(4) 一斉家庭訪問の実施による児童の詳細な情報の把握

① 一斉家庭訪問の実施

ア 児童や保護者と教職員が直接会って話し合うことにより、子どものけがの有無、心理状況、家族の被害状況、家屋の被害状況、教科書など学用品の被害状況など、教育を再開するにあたって配慮すべき事項等について、できる限り把握に努める。

イ 学校施設の安全性など学校の様子を伝えるとともに、学校の教育活動再開の見通し、仮登校日の設定に関する情報提供、学校と保護者との連絡方法・連絡先について確認する。

ウ 通学路周辺の安全についての情報提供を行うとともに、通学路変更等の可能性についても必要に応じて検討する。

② 一斉家庭訪問の実施によって把握した情報の整理等

- ア 児童の心理面の状況把握
- イ 登校児童の確認と学級編成
- ウ 避難移動した児童の把握
- エ 児童のより具体的な被害状況確認（教科書、学用品等）
- オ 保護者への連絡方法の確認
- カ 通学路の安全指導
- キ 避難移動した児童の移動先訪問、実情の把握（在籍校への復帰時期等）

(5) 仮登校の実施

① 仮登校日の決定及び保護者への通知

- ア 一斉家庭訪問等の実施によって把握した情報を教職員間で共有し、児童が登校できる状況かを検討する。また、学校の施設の安全を確認して、仮登校日を設定する。
- イ 仮登校の設定については、学校再開の見通しについての説明会を開催する等により、地域住民、避難住民に十分に情報を周知させ、地域住民、避難住民の理解を基礎として準備を進める。
- ウ 仮登校日の設定を保護者に通知する方法を検討し、一斉の家庭訪問などで把握した情報等を踏まえて、何らかの方法で再開を知らせる。

② 仮登校日の対応

- ア 仮登校日では、教職員は児童、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明する。
- イ 教職員は、心のケアの視点から、児童を温かく包みこみ、子どものつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を常に持て接する。

(6) 教育委員会との調整事項

- ① 校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- ② 授業形態の工夫（二部授業等）
- ③ 不足教職員についての応援体制・配置
- ④ 教職員が不足する場合の授業等の対応
- ⑤ 教科書等の確保
- ⑥ 学校給食の再開
- ⑦ 学費の援助、教育事務の取扱い
- ⑧ 授業再開の日程調整
- ⑨ 児童の心のケア対策の支援体制
- ⑩ 学習の場の提供
- ⑪ 欠授業時数の補充と授業の工夫、児童の学力補充

11 心のケア

(1) 心のケアの意義

- ① 心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称である。
- ② 心のケアでは、急性ストレス反応に対応したり、外傷後ストレス障害の発症を予防することが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。
- ③ 心のケアは、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活が送れることを目指す。

(2) 心のケアと学校の役割

- ① 自分を取り巻くそれまでの生活環境などが急激に変化することを体験した児童にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。
- ② 児童が自然災害後のつらい時期を乗り越えるために、学校の教職員や保護者、周囲の大人が心のケアについて正しい知識をもち、児童の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが児童の自己回復力を支援することになる。そうした力に支えられて、児童は少しずつもとの状態に戻っていくことができる。
- ③ 学校は、児童の心のケアに関する情報をあらかじめ収集し、防災対策の一環として、教職員の心のケア研修の実施などの対策を準備しておく。また、自然災害時には教職員が個々の児童に対して適切に対応するとともに、保護者にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して児童の心理的支援を行う。また、関係機関、医療機関等と連携を密にするなど、災害後の児童を支えてくれる人々のネットワークを築くことも大切となる。

(3) 災害時における子どもの心のケアの基本的理解

災害が発生し、児童に強いストレスが加わると、種々の心身の不調が生ずる。そのため、災害発生直後から、早期に心のケアが必要となる。このような児童の状況に適切な対応を行うためには、教職員があらかじめ児童に現れる心身の不調の特徴を理解しておくことが大切となる。

(4) 時系列による児童の状態の特徴とその主なポイント

急性ストレス反応期（災害から2～3日後）

●通常、数時間から数日以内でおさまる。著しい重篤な一過性の症状が生じる時期

〔症状〕 抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等

○対応のポイント

- ・子どもの安全を確保する。・近くの避難場所へ移動する。・外傷などの身体的問題の手当をする。
- ・水や食べ物の確保をする。

身体症状期 (災害から1週間程度)

- 強いストレスが加わってから1週間ほどで身体に種々の変化、変調が生じる時期

[症状] 頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・嘔吐等の身体症状

○対応のポイント

- ・身体諸検査を行い、必要な処置をする。・既往症をチェックし、症状の悪化に注意する。
- ・原則として、受容的・支持的に対応する。

精神症状期 (災害から1カ月程度)

- 集中することが困難になり、イライラしたり些細なことにも怒りやすくなったりする。
- 多弁・多動となり、相手に対して些細なことでも攻撃的となる。
- うつ状態、また、何をするにも億劫になったりする人もいる。
- 災害時に家族と死別したり、自分の大事にしているものを喪失したり、家が崩壊したり、助けを求めている人を助け出せなかったりした経験をすると、自分だけが生きていることに罪悪感をもつ等、うつ感情が強まり、時には自殺念慮が生じることもある。
- うつ状態になる場合、そう状態になる場合、両者をあわせもち、時にはうつ状態になり、時にはそう状態に転じる人もいる。

○対応のポイント

- ・子どもの訴えをよく聞く。・言葉がけを多くして、簡単な手伝いをさせる。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。

外傷後ストレス障害[P T S D] (災害から1カ月以後)

[出来事から1カ月以上続くストレス反応] → その場合、P T S Dと診断されることがある。

災害を持続的に再体験する症状	<ul style="list-style-type: none">○災害のことを思い出すような行動や遊びを繰り返す。○災害の夢や怖い夢を見る。○突然災害のことを思い出したり、頭に浮かんでき怖さを感じたりする。○災害を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
災害と関連した刺激を回避しようとする	<ul style="list-style-type: none">○災害のことを思い出したくない。○災害を受けた場所や状況を回避する。
覚醒レベルの亢進した状態	<ul style="list-style-type: none">○寝付きにくい。○かんしゃくを起こしやすい。○集中しにくい。○警戒心が強くなる。

○対応のポイント

P T S Dには、程度の軽いものから重症まで認められる。重症の場合は精神科医等の専門家と連携して対応する必要があるが、原則的には以下の点を守って対応する。なお、症状は現れたり、一時的に消失したりすることもあり、長期間の持続的な観察とケアが必要となる。

- ・子どもが自ら心配して訴える時には、時間をとって子どもの話を十分に聞く。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
- ・遊びと運動を増やし、家庭、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

(5) 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

① 災害後の児童と接する時、教職員が気をつけることは次のような点である。

- ア 大人・教職員自身が落ち着いていること
- イ 子どもの話をしっかりと聞く
- ウ 正確な情報を伝える
- エ 身体の手当をする
- オ ひとりぼっちにしない
- カ 子どもを叱らない
- キ 普段の生活を取り戻す

② また、話を聞く姿勢として、次の点に留意する。

- ア よく耳を傾ける
- イ 聞くための十分な時間をつくる
- ウ 相手の立場に立ち、共感をもって対応する
- エ 声の調子に気を付ける（相手に不快感を与えない）
- オ 問題の原因を決めつけないようにする
- カ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

③ 被害を受けた人を傷つける言葉に気をつける。

「がんばれ」

⇒自分は今以上には頑張れないと感じ、落ち込んでしまうなど、逆効果となる場合が多い。

「あなたが元気にならないと、亡くなった人が悲しますよ。」

⇒悲しい時は泣いていい、元気を失って当たり前というのが望ましい。

「命があったんだからよかったと思って。」

「家族もいるし、幸せな方じゃないですか。」

「このことは無かったと思ってやり直しましょう。」

「こんなことがあったんだから、将来はきっといいことがありますよ。」

「思ったより元気そうね。」

「私なら耐えられないと思います。」

⇒しっかりしていると讃めているつもりで言うことが多いが、生きている自分を非難されたと感じる人が多い。

(6) 心身の健康状態の実態把握

心身症状・反応を把握するための方法としては、児童の様子の直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法がある。

① 児童の行動の直接的な観察

児童の授業中や休み時間等の活動等の観察によって得られる情報

② 児童の行動に関する情報

家庭訪問の際などに得られる保護者からの児童の行動等に関する情報

③ 質問紙によるアンケート調査（心身に関する健康調査など）の実施

ア 質問紙による調査は、災害発生から1か月程度経過した時期に実施すると効果的である。災害発生から1か月程までは、通常どのような児童にも様々な反応や症状がみられるものであり、これらは、いわば「異常な事態に対する正常な反応」と考えることができる。従って、児童の心理状態等を把握し、今後の心のケアの対応策を検討するための資料として調査をするのであれば、災害発生から1か月程度経過した時点が適切であると考えられるためである。

イ 質問紙による調査は、1回限りではなく、時間の経過に従って、例えば3ヶ月後、6ヶ月後にも実施する必要がある。複数回のデータを比較することで、児童の状態の変化を把握することができ、対策の有効性や今後の対応の参考ともなる。

ウ PTSDには、災害発生後6カ月以降になって顕著になる遅発性PTSDが存在するので、留意のこと。

[質問紙による調査実施にあたっての留意事項]

- プライバシーの保護に努めること。
- 質問紙調査を行う目的や得られたデータをどのように活用するのか等について、児童や保護者に詳しく説明し、同意を得ること。
- 質問紙への記入は、自由意志によるものであることを明示すること。答えたたくない質問には答えなくてよいことや答えたくない児童は答えなくてよいことを説明すること。
- 質問紙に答えることが、一時的な症状の悪化につながる場合もあることを説明し、理解を得たうえで実施し、そうした場合に保護者や児童がどのような対応をとればよいかを明示すること。
- 得られたデータの結果や分析状況を児童や保護者に知らせること。

④ 保健室の来室状況

養護教諭は、保健室へ来室する児童の様々な様子から、児童の心身の健康状態等を把握する。

(7) 個別相談の実施とその体制

学校再開後の児童の心のケアの方法は、個別相談体制と学級での取り組みとに大別される。推進にあたっては、ケア会議を開催して対応を話し合い、細部を調整する。

また、必要によっては町教育委員会との連携を図り、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。

(8) 学級での取り組み

児童は、人とのつながりの感覚を失い、孤独感や疎外感に苦しむことがある。こうした児童にとって、クラスメートとの一体感を感じ直すことが回復の促進要因となる。そのためには、学級との一体感を感じられる活動が有効に作用する。

(9) 専門家の援助が必要なとき

- ① 保護者が専門家についての正しい知識や情報を持っていない場合もある。専門家の援助を求める時には、保護者に対して丁寧に説明することが大切である。
- ② 専門家の援助に際しては、保護者が子どもを病気扱いされたとか、担任に見放されたと感じることがないように留意しなければならない。子どもはもちろん、保護者の気持ちを十分理解するよう努めることが大切である。
- ③ 下記の「子どもの精神保健チェックリスト」で、7つ以上が当てはまる場合は、専門家に相談に行くことを保護者に対してすすめる。また、死について関心を強くしていると思われる場合などは、例え7つ以上を満たしていないても、直ぐに専門家の援助を得ることが急務である。

■ 子どもの精神保健チェックリスト

- ① 災害が起こる1年以内に家族の一員が亡くなったり、子どもが怪我や事故で入院したり、両親が別居または離婚したことがある。
- ② 災害後、避難場所での生活が1週間以上続いた。
- ③ 両親や家族と離れ離れの生活が1週間以上続いた。
- ④ 全く言うことを聞かなくなってしまった。
- ⑤ 両親や家族の一員が亡くなったり大怪我をしたりした。または子どもが大怪我を負った。

災害後3週間以上にわたり、災害前には見られなかっただ下の症状を示していますか。

- ⑥ 悪夢にうなされる
- ⑦ 注意力低下・散漫
- ⑧ 些細なことにイライラし、すぐ怒る
- ⑨ 赤ちゃん返り（一人でトイレに行けない、赤ちゃん言葉、指しゃぶり等）
- ⑩ 吃音やチック
- ⑪ しつこく大げさな不安や恐怖
- ⑫ 頑固・強情
- ⑬ 強迫行動や儀式（手を洗う、窓が閉まっているかいつも気にする等）
- ⑭ 睡眠障害（なかなか眠りに落ちない、すぐに目が覚める等）
- ⑮ 継続的な身体症状（頭痛、腹痛、めまい、嘔吐、発熱等）
- ⑯ 気分が常に落ち込んでいる、すぐ泣く
- ⑰ 災害前までは好きだったことをしない

(10) 教職員の心の健康

大災害後に教職員は、児童の安否確認、学校再開のための対応のほか、再開後もそれまでに経験しない困難な状況に直面することが想定される。

しかも、教職員自身も被災者でありながら、児童に対応するという厳しい状況となる。

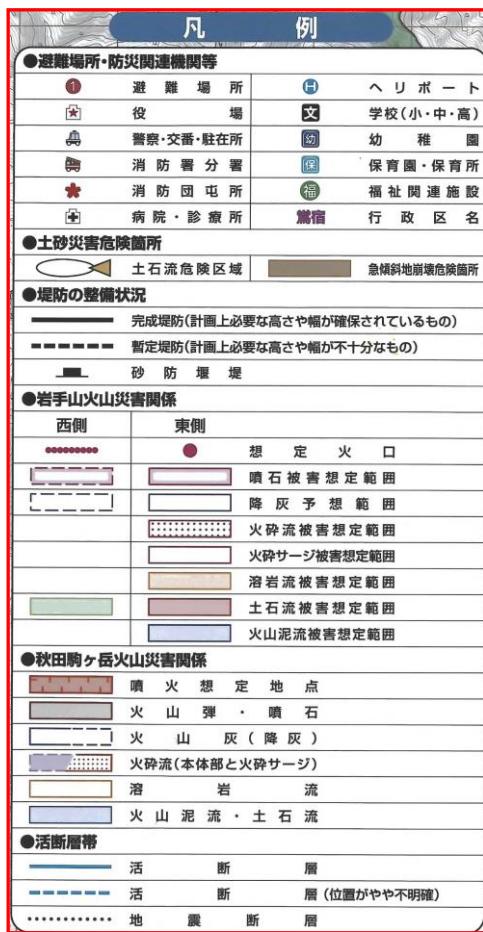
教職員は、互いに助け合い、励まし合いながら、その困難な状況に対応しなければならないが、無力感、悲嘆、孤独感に襲われ、睡眠不足などにより疲労が積み重なることも考えられる。

したがって、学校は、教職員自身の心のケアにも十分配慮する必要がある。

参考・引用文献

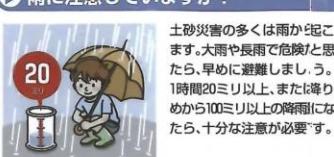
- ・ 零石町地域防災計画 平成27年度版
- ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
文部科学省 平成22年3月
- ・ 学校防災・災害対応指針
岩手県教育委員会 平成24年3月
- ・ 教育委員会危機管理マニュアル
岩手県教育委員会 平成24年3月
- ・ 横浜市学校防災計画
横浜市教育委員会 平成23年7月改訂





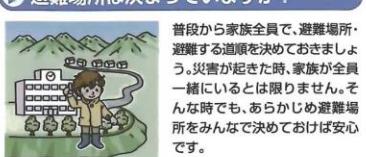
いざ という時の 心構え

●雨に注意していますか？



土砂災害の多くは雨から起こります。大雨や長雨で危険！と思ったら、早めに避難しましょう。1時間20ミリ以上、または1時間から100ミリ以上の降雨になつたら、十分な注意が必要です。

●避難場所は決まっていますか？



普段から家族全員で、避難場所・避難する道順を決めておきましょう。災害が起きた時、家族が全員一緒にいることは限りません。そんな時でも、あらかじめ避難場所をみんなで決めておけば安心です。

●逃げ方を知っていますか？



土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げたのでは追いつかれてしまいます。土砂の流れる方向とは、直角に逃げましょう。

土石流

あっという間に、大きな石や土砂がおそってくる。

●土石流って知っている？

山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水と一緒にになって、津波のようにあそってくるものを、土石流といいます。土石流の先頭の部分は、大きな岩石や岩、木などが多くて小山よりもり上がっています。そのまずは、時速2キロメートルから40キロメートルと、自動車などのスピードでなかにはソウの数倍もある大きな岩がまじったものもあり、すさまじいくらいで、あっという間に家や田畠をくし、おしあししてしまいます。土石流による災害は、急な谷川があるところや、谷の出口にある扇形の「扇状地」とよばれる土地でよく起ります。また土石流は、スピードが速いために、人命にかかる大きな災害になることがあります。

●こんな時は注意しよう



こんな所か危険です！

- ・谷川に大きな石がころころあるところ。
- ・崖山に急な谷川があるところ。
- ・過去に谷を流れた土石流が谷の出口のところに堆積してできた扇状地のところ。

がけ崩れ

とつぜん、岩や土砂がガラガラと落ちる。

●がけ崩れってどんなもの？

がけ崩れは、斜面がとつぜん崩れ落ちる災害です。崩れた土砂は、斜面の高さの2倍くらいの距離までとどくことがあります。がけ崩れは、地震や、大雨や長雨で地面に水がしみこんで起きますが、地すべりうちがうごろは、前ぶれがあまりなく、とつせん起き、スピードが速いことです。家の近くで起きると、逃げおくれる人が多く、大切な命が失われたり、家がこわされたりします。あぶないと感じたら、できるだけ早く避難する心がまえが大切です。

●こんな時は注意しよう



こんな所か危険です！

- ・がけに割れ目が見える
- ・がけに水が湧き出している
- ・がけから小石がぱらぱらと落ちてくる
- ・がけから木の根が切れる等の音がする